第二十八条中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第三十条第一項第十二号中「新株予約権を有する」を「新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）を有する」に改め、「当該新株予約権」の下に「又は当該新投資口予約権」を、「株券」の下に「又は投資証券」を加える。

第四十九条第一項第二号ロ中「新株予約権無償割当てを行う」を「新株予約権無償割当て（会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）を行う」に改める。

第五十五条の二第四号中「第百六十六条第二項第九号ホ」を「第百六十六条第二項第九号ト」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第百六十六条第二項第九号ニ」を「第百六十六条第二項第九号ヘ」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第百六十六条第二項第九号ホ」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百六十六条第二項第九号ニに掲げる事項　新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この号、第五十九条第一項第十三号及び第六十三条第一項第十三号において同じ。）により割り当てる新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円（外国通貨をもって表示される新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を割り当てる場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれ、かつ、当該新投資口予約権無償割当てにより一口に対し割り当てる新投資口予約権の目的である投資口の数の割合が〇・一未満であること。

第五十七条第六項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　新投資口予約権証券については、新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数とする方法

三の三　外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券については、投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数とする方法

第五十七条第六項第四号中「当該各号に掲げる数」を「それぞれ次に定める数」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数

第五十七条第六項第四号に次のように加える。

リ　外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券　投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数

第五十七条第六項第五号中「当該各号に掲げる数」を「それぞれ次に定める数」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数

第五十七条第六項第五号に次のように加える。

リ　外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券　投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数

第五十七条第七項第一号中「又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券」を「、投資証券等（第四項に規定するものを除く。同号において同じ。）又は新投資口予約権証券等（新投資口予約権証券及び外国投資証券で新投資口予約権証券」に、「規定するものを除く。次号」を「規定するものを除く。同号」に改め、同項第二号中「又は投資証券等」を「、投資証券等又は新投資口予約権証券等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　令第三十一条に規定する新投資口予約権証券等から除くものとして内閣府令で定めるものは、外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券のうち前項に規定する投資口のみを取得する権利を付与されているものとする。

第五十九条第一項第十三号中「新株予約権無償割当て」の下に「又は新投資口予約権無償割当て」を、「（新株予約権」の下に「又は新投資口予約権」を、「係る新株予約権証券」の下に「又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券」を、「取得をした新株予約権証券」の下に「又は新投資口予約権証券」を加える。

第六十二条の二第一号中「上場等株券等」の下に「（法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第六十三条第一項第十三号中「新株予約権無償割当て」の下に「又は新投資口予約権無償割当て」を、「（新株予約権」の下に「又は新投資口予約権」を、「係る新株予約権証券」の下に「又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券」を、「取得をした新株予約権証券」の下に「又は新投資口予約権証券」を加える。

別紙様式第三号記載上の注意2中「及び投資口」を「、投資口及び新投資口予約権証券」に改め、同様式記載上の注意15中「新株予約権証券」の次に「・新投資口予約権証券」を加え、同様式記載上の注意16中「、株式及び投資口は円、株式及び投資口以外は銭とする。」を「円とする。ただし、円未満の値がある場合は、銭まで記載すること。」に、「対顧客電信直物買相場」を「対顧客直物電信買相場」に改める。

別紙様式第四号記載上の注意16中「、株式は円、株式以外は銭とする。」を「円とする。ただし、円未満の値がある場合は、銭まで記載すること。」に、「対顧客電信直物買相場」を「対顧客直物電信買相場」に改める。

第三条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条」を「第九十三条の二」に改める。

第一条中「投資主」の下に「、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」」を、「、投資主」の下に「、新投資口予約権、新投資口予約権証券」を加える。

第五条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ロ⑴中「この条において同じ」を「同じ」に改める。

第十一条第一項及び第二項第三号ロ中「第十四条第二項」を「第十四条第五項」に改める。

第十九条第一項及び第四項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもって返還する」を「次のイに掲げる場合には当該イに定める部分に限り受益証券をもって返還することができ、次のロに掲げる場合には当該ロに定める部分に限り金銭を交付する」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合　その差額に相当する部分

ロ　当該有価証券に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下ロにおいて同じ。）が含まれる場合　当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券の評価額に相当する部分